

名古屋市公報	令和 4年 2月 2日 第138号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政部法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第3号)	3
告	示	
○ 指定地域密着型サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第19号)	5
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課) (第20号)	6
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課) (第21号)	8
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第22号)	10
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第23号)	12
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第24号)	16
○ 指定管理者の指定について	(ス市・スポーツ施設室) (第25号)	19
○ 指定管理者の指定の変更について	(ス市・スポーツ施設室) (第26号)	20
○ 屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託の変更について	(ス市・スポーツ施設室) (第27号)	23
○ 屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託の変更について	(ス市・スポーツ施設室) (第28号)	24
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第29号)	25
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	26
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	29
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	32
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告	(経済・地域商業課)	35
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	36
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	44

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 3号）

1 改正内容

改良住宅等の附帯施設の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 4年 7月 1日から施行します。ただし、改良住宅等の附帯施設の公用開始に係る手続等に関する規定は公布の日から、別表第 3 1公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定は令和 4年 3月 1日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 3 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 1 店舗の表新尾頭荘の項中

「

	104 号から 115 号まで	15,200 円
--	-----------------	----------

を

」

「

	104 号から 115 号まで	15,200 円
店舗	1 号	73,800 円

に改める。

」

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表楠荘の項中

「
1 号から 170 号まで
」を「
1 号から 27 号まで及び
30 号から 170 号まで
」に改め、同表

新楠荘の項中

「
1 号から 49 号まで
」を「
2 号から 32 号まで、34
号から 39 号まで及び 41
号から 49 号まで
」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定は同年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する改良住宅等の附帯施設を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第19号

指定地域密着型サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 観寿々会	ホームハルオ カ	名古屋市千種区 春岡二丁目12番 11号	令和 3年 12月31日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第20号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 4年 1月25日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

徳重東公園	緑区徳重三丁目	図面緑 241 の区域	平成30年 3 月26日
-------	---------	----------------	-----------------

」

を

「

徳重東公園	緑区徳重三丁目	図面緑 241 の区域	平成30年 3 月26日
笹塚南公園	緑区鳴海町字笹塚	図面緑 242 の区域	令和 4年 1 月26日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 4年 1月26日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第21号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 4年 1月25日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

清水ヶ岡公園	瑞穂区弥富町字清水ヶ岡	図面瑞穂33 の区域	令和 2年 2月 5日
--------	-------------	---------------	-------------

」

を

「

清水ヶ岡公園	瑞穂区弥富町字清水ヶ岡	図面瑞穂33 の区域	令和 2年 2月 5日
駒場公園	瑞穂区駒場町 5丁目、 6 丁目	図面瑞穂34 の区域	令和 4年 1月29日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 4年 1月29日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第22号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年 1月25日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 3年10月 1日 3指令住開指第56号	名古屋市西区枇杷島三 丁目 123番 2外 3筆	名古屋市東区東桜一丁目 13番 3号NHK名古屋放 送センタービル 8階 セキスイハイム中部株式 会社 代表取締役 丸山 聡
令和 3年12月 1日 3指令住開指第86号	名古屋市緑区鳴海町字 細根89番外 1筆の各一 部及び 119番 1並びに 字有松裏71番 2	名古屋市緑区鳴海町字細 根88番地 出原壽勝

令和 3年11月12日 3指令住開指第72号	名古屋市緑区水広三丁目 112番外 3筆	名古屋市東区東桜一丁目 13番 3号NHK名古屋放 送センタービル13階 セキスイハイム中部株式 会社 代表取締役 丸山 聡
---------------------------	----------------------	---

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第23号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第79条第 1項、及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社EL e	エレ訪問看護 リハビリステ ーション	名古屋市東区東 大曾根町23番15 号	令和 4年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社リハ プロ	リハプロ訪問 看護ステーシ ョン・本陣	名古屋市中村区 十王町 7番17号	令和 4年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社TR I N I T Y P A R T N E R S	ひより会訪問 看護ステーシ ョン祥裕	名古屋市昭和区 緑町 2丁目25番 地	令和 4年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類

スマイルナー シング株式会 社	スマイルナー シング名城	名古屋市北区柳 原一丁目 2番21 号	令和 4年 1月 1日	訪問介護
医療法人珪山 会	デイサービス センター 大 門	名古屋市中村区 賑町26番地	令和 4年 1月 1日	通所介護
株式会社幸	訪問介護 こ ころ	名古屋市昭和区 阿由知通 5丁目 14番地	令和 4年 1月 1日	訪問介護
KM合同会社	ひまわりの里	名古屋市中川区 中郷三丁目 166 番地	令和 4年 1月 1日	訪問介護
合同会社達磨	訪問介護事業 所 善	名古屋市港区港 陽二丁目 9番 1 号	令和 4年 1月 1日	訪問介護
合同会社リア ン	訪問介護エマ ン	名古屋市港区当 知二丁目 801番 地の 2	令和 4年 1月 1日	訪問介護
合同会社真誠	訪問介護 ハ ート&スマイ ル	名古屋市南区観 音町 5丁目25番 地	令和 4年 1月 1日	訪問介護
株式会社 I. W. U	訪問介護ステ ーション お うお	名古屋市守山区 天子田一丁目 802番地	令和 4年 1月 1日	訪問介護
株式会社クレ ア	ケアサポート かがやき	名古屋市守山区 大字中志段味字 上寺林 103番地 の 1	令和 4年 1月 1日	訪問介護

株式会社アイ フィット	早稲田イーラ イフ神の倉	名古屋市緑区乗 鞍一丁目 301番 地	令和 4年 1月 1日	訪問介護
松風苑マネジ メント株式会 社	三笑	名古屋市名東区 大針三丁目 181 番地	令和 4年 1月 1日	訪問介護
ナムとり合同 会社	訪問介護 ま めまめ	名古屋市名東区 牧の原二丁目 112番地	令和 4年 1月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社メデ ィカル・ライ フアップ	ライフアップ リハビリデイ サービス豊国	名古屋市中村区 乾出町 1丁目 3 番地の 1	令和 4年 1月 1日	地域密着型通所介 護
合同会社万事 屋	デイサービス S o i n s	名古屋市中川区 法華西町 3丁目 27番地の 1	令和 4年 1月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社たん ぽぽ	看護小規模多 機能型居宅介 護 ぽぽのい え	名古屋市緑区六 田二丁目 142番 地	令和 4年 1月 1日	複合型サービス (看護小規模多機 能型居宅介護)
株式会社エル ・シー・エス	定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護 ラ イフケアサポ ート名古屋	名古屋市天白区 山根町 202番地	令和 4年 1月 1日	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社タニ ハタ	ケアプラン天 天	名古屋市守山区 大字中志段味字 東山島2081番地	令和 4年 1月 1日	居宅介護支援
医療法人フジ タ	居宅介護支援 事業所「りん どう」	名古屋市緑区浦 里一丁目10番地 の 2	令和 4年 1月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第24号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社NC パートナーズ	訪問看護ステ ーション 祥裕	名古屋市昭和区 緑町 2丁目25番 地	令和 3年 11月26日	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社ひま り	インディゴ	名古屋市名東区 牧の原三丁目 502番地	令和 3年 11月29日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
株式会社櫻	福祉用具事業 所知恵	名古屋市中川区 供米田三丁目 1604番地	令和 3年 11月30日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売 福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
グッドケア株式会社	いっぱい笑顔 ヘルパー事業 所	名古屋市西区上 名古屋二丁目15 番12号	令和 3年 11月11日	訪問介護
合資会社リトル・トゥリー	リトル・トゥ リー ブラン チ	名古屋市北区御 成通 3丁目18番 地	令和 3年 11月29日	訪問介護
医療法人開生 会	医療法人開生 会ヘルパース テーション月 島	名古屋市中川区 月島町 1番 9号	令和 3年 11月29日	訪問介護
医療法人真晴 会岡本クリニ ック	デイサービス 夢殿	名古屋市中川区 横堀町 1丁目31 番地の 2	令和 3年 11月29日	通所介護
有限会社真晴	シンセイライ フ	名古屋市北区喜 惣治一丁目 296 番地の 1	令和 3年 11月30日	訪問介護
株式会社ウッ ドヴェル	ウッドヴェル 明正	名古屋市港区明 正一丁目 3番地 の 4	令和 3年 11月30日	通所介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社友喜	ゆうきデイサ ービス	名古屋市瑞穂区 宝田町 1丁目 6 番地	令和 3年 11月29日	地域密着型通所介 護

有限会社たか みち	デイサービス フォルテシ モ中村公園	名古屋市中村区 乾出町一丁目 3 番地の 1	令和 3年 11月30日	地域密着型通所介 護
--------------	--------------------------	------------------------------	-----------------	---------------

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第25号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和4年1月26日

名古屋市長 河村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド	名古屋市瑞穂区洲山町2丁目21番地 公益財団法人愛知県サッカー協会 会長 中村 昌弘

2 指定の期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第26号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市教育委員会告示第40号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和4年1月26日

名古屋市長 河村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市枇杷島スポーツセンター	名古屋市南区東又兵衛町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	平成30年4月1日から令和7年3月31日まで
名古屋市緑スポーツセンター	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N		
名古屋市中村スポーツセンター	名古屋市南区東又兵衛町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		

名古屋市名 東スポーツ センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会
名古屋市昭 和スポーツ センター	愛知県春日井市六軒屋町 西3丁目10番地16 愛知スイミング・大成共 同事業体
名古屋市志 段味スポー ツランド	名古屋市名東区猪高台一 丁目1316番地 株式会社 J P N
名古屋市中 川プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会
名古屋市守 山プール	名古屋市名東区猪高台一 丁目1316番地 株式会社 J P N
名古屋市鳴 海プール	名古屋市名東区猪高台一 丁目1316番地 株式会社 J P N

名古屋市香 流橋プール	名古屋市名東区猪高台一 丁目1316番地 株式会社 J P N		
名古屋市山 田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市山 田西プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市富 田北プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第27号

屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託の変更について

平成29年名古屋市告示第 228 号（屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について）により告示した委託期間を、次表のとおり変更しました。

令和 4 年 1 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	委託期間	
		変更前	変更後
名古屋市中川プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで
名古屋市山田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第28号

屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託の変更について

平成29年名古屋市告示第 229 号（屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について）により告示した委託期間を、次表のとおり変更しました。

令和 4 年 1 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	委託期間	
		変更前	変更後
名古屋市守山プール	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N	平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月 31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31日まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第29号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市緑区鹿山三丁目16番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
一・二―ジクロロエチレン
テトラクロロエチレン

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年1月24日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バイクセブン名古屋店

名古屋市港区十一屋一丁目16番地 ほか 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市港区十一屋一丁目16番地 外 1筆	名古屋市港区十一屋一丁目16番地 ほか 1筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所

1	(株)G— 7モ ーターズ	代表取締役 春名 直幸	神戸市須磨 区弥栄台三 丁目 1番地 の 6	—	—	—
2	(株)G— 7ス ーパーマー ト	代表取締役 中藤 務	神戸市須磨 区弥栄台四 丁目 8番地 の 1	—	—	—
3	(株)G— 7ア グリジャパ ン	代表取締役 川邊 実千 夫	神戸市須磨 区弥栄台三 丁目 1番地 の 6	—	—	—

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 4年 1月14日
- (2) 設置者については、平成31年 4月15日
- (3) 小売業者については、令和元年11月14日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者については、代表者変更のため
- (3) 小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和 4年 1月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 1月24日から同年 5月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4 年 5 月 24 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年1月24日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

PIAGOパワー守山店

名古屋市守山区東山町1203番地 ほか5筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ピアゴ守山店	PIAGOパワー守山店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢 市天池五反 田町1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	
1	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢 市天池五反 田町1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし	平成 31年 4月 15日

2	—	—	—	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番18号	平成27年7月15日
3	—	—	—	元町 功	—	名古屋市守山区高島町151番	平成27年7月15日

3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、令和 3年 9月17日
- (2) 設置者については、平成31年 4月15日
- (3) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、名称変更のため
- (2) 設置者及びNo. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 2及びNo. 3の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 1月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 1月24日から同年 5月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 5月24日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年1月24日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMカーマ桶狭間店

名古屋市緑区桶狭間北二丁目1113番地 ほか20筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区桶狭間北二丁目1113番地 外20筆	名古屋市緑区桶狭間北二丁目1113番地 ほか20筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所

D C Mカーマ(株)	代表取締役 豊田 芳行	愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地	D C M(株)	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 6丁目22番 7号
-------------	----------------	--------------------	----------	----------------	---------------------

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 4年 1月14日
- (2) 設置者については、平成31年 4月15日
- (3) 小売業者については、令和 3年 3月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者については、代表者変更のため
- (3) 小売業者については、会社統合に伴う名称、代表者及び住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 1月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 1月24日から同年 5月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 5月24日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
バイクセブン名古屋店
名古屋市港区十一屋一丁目16番地 ほか 1筆
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
4,860平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
令和 2年 1月 6日
- 5 廃止する理由
店舗取り壊しのため

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールNagoya Noritake Garden・ノリタケスクエア

名古屋市西区則武新町三丁目 102番 1 ほか14筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
イオンモール則武新町・ノリタケスクエア	イオンモールNagoya Noritake Garden・ノリタケスクエア

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
1	—	—	—	イオンリテール(株)	代表取締役 井出 武美	千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1
2	—	—	—	杉本食肉産業(株)	代表取締役 杉本 達哉	名古屋市中区栄三丁目 1番35号
3	—	—	—	(株)はなまるフードサービス	代表取締役 川名 勝経	横浜市港北区新横浜二丁目 5ー 1

4	—	—	—	(株)トリプロ・プラス	代表取締役 小池 正樹	兵庫県尼崎市潮江 1-2-6
5	—	—	—	(株)グリーンハウスフーズ	代表取締役 田沼 千秋	東京都新宿区西新宿三丁目20番20号
6	—	—	—	(株)Deco-J	代表取締役 安島 淳司	愛知県日進市五色園 4丁目1203番地 2
7	—	—	—	(有)大富商会	取締役 山本 文雄	愛知県瀬戸市川北町 1丁目21番地
8	—	—	—	(株)シャチホウ	代表取締役 間瀬 豊	名古屋市中村区名駅五丁目16番17号
9	—	—	—	(株)円相フードサービス	代表取締役 武藤 洋照	岐阜県各務原市大野町 1-152-1
10	—	—	—	(株)ライオットエンターテイメント	代表取締役 森下 祐次	名古屋市中区東桜二丁目13番 9号
11	—	—	—	(株)サンモリッツ&東京青山ロハスビーンズ	代表取締役 中村 規	名古屋市中区松原二丁目10番 7号
12	—	—	—	(株)あいや	代表取締役 杉田 武男	愛知県西尾市上町横町屋敷15番地
13	—	—	—	(株)Y o r k y s E n t e r t a i n m e n t	代表取締役 板倉 洋輔	神戸市中央区栄町通 1-1-9
14	—	—	—	クリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャパン(株)	代表取締役 若月 貴子	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-2-12
15	—	—	—	(株)チュンシテイ	代表取締役 海本 峻	名古屋市中区上前津二丁目 3番11号

16	—	—	—	猿田彦珈琲 (株)	代表取締役 大塚 朝之	東京都渋谷 区恵比寿 1 － 6－ 6
17	—	—	—	(株)富澤商店	代表取締役 富澤 淳	東京都千代 田区有楽町 一丁目 9番 4号
18	—	—	—	(株)エース	代表取締役 富沢 高志	兵庫県伊丹 市中央 4丁 目 6番24号
19	—	—	—	(株)井田両国 堂	代表取締役 井田 隆雄	東京都台東 区浅草橋 1 丁目 9番 2 号
20	—	—	—	(株)ボーンフ リー	代表取締役 藤野 壽男	滋賀県彦根 市戸賀町81 － 3
21	—	—	—	(株)フォンス	代表取締役 小山 正	東京都渋谷 区恵比寿 2 －25－ 7
22	—	—	—	(株)エーディ ックス	代表取締役 佐野 秀男	京都市南区 上鳥羽仏現 寺町23－ 1
23	—	—	—	(株)ダルトン	代表取締役 君塚 真	静岡市葵区 長沼南11－ 5
24	—	—	—	(株)いまじん 白揚	代表取締役 重野 美信	名古屋市北 区大杉一丁 目18番22号
25	—	—	—	綿新産業(株)	代表取締役 伊藤 哲朗	愛知県津島 市今市場町 4丁目14番 地
26	—	—	—	LOGIC －p l u s 合同会社	代表社員 森田 淳一	三重県伊勢 市 村 松 町 3099番地 1
27	—	—	—	(株)イズ・フ ーム	代表取締役 出岡 正直	愛知県刈谷 市松栄町 2 －15－ 8
28	—	—	—	(株)フランカ ヴァン	代表取締役 中西 貞生	三重県伊勢 市 中 須 町 1331－ 6
29	—	—	—	(株)ヤギ	代表取締役 八木 隆夫	東京都中央 区日本橋小 網町18－15

30	—	—	—	サキヤクリ エイト(株)	代表取締役 佐々木 正 明	岡山県倉敷 市笹沖1162 － 2
31	—	—	—	(株)ヤマダヤ	代表取締役 山田 太郎	名古屋市西 区城西一丁 目 3番 1号
32	—	—	—	PANDR A j e w e l r y J a p a n (株)	代表取締役 ケニス・マ セン	東京都港区 赤坂 4－12 － 5
33	—	—	—	(株)ライフス タイルイノ ベーション	代表取締役 西川 信一	大阪府守口 市大日東町 1－18
34	—	—	—	(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	東京都港区 赤坂 9－ 7 － 1
35	—	—	—	(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣 市外渕 2丁 目38番地
36	—	—	—	(有)オー・ア ール・エフ	代表取締役 古田 芳文	名古屋市中 区丸の内三 丁目 7番 9 号
37	—	—	—	(株)ジンズ	代表取締役 田中 仁	東京都千代 田区富士見 2－10－ 2
38	—	—	—	(株)トレジャ ー・ファク トリー	代表取締役 野坂 英吾	東京都千代 田区神田練 堀町 3番地
39	—	—	—	(株)ほていや	代表取締役 猪飼 千壽 子	名古屋市中 区平和二丁 目 2番17号
40	—	—	—	(株)良品計画	代表取締役 松崎 暁	東京都豊島 区東池袋四 丁目26番 3 号
41	—	—	—	(株)ロイヤル	代表取締役 中根 智大	名古屋市中 区栄三丁目 31番 6号
42	—	—	—	(株)マイヤー ジャパン	代表取締役 ジェイソン ＝クイン	東京都目黒 区駒場 4－ 3－24
43	—	—	—	(株)セキド	代表取締役 関戸 正実	東京都渋谷 区代々木 4 －31－ 6

44	—	—	—	(株)パルグループホールディングス	代表取締役 井上 英隆	大阪市中央区道修町 3 丁目 6 番 1 号
45	—	—	—	(株)シゲマツ	代表取締役 重松 良克	東京都中央区東日本橋 1-4-6
46	—	—	—	(株)アサクラ	代表取締役 朝倉 満	大阪市都島区東野田町 4 丁目 2 番 21 号
47	—	—	—	(株)ダブルエー	代表取締役 肖 俊偉	東京都渋谷区恵比寿 1-20-18
48	—	—	—	(株)エービーストア	代表取締役 孫 周基	京都市伏見区深草西浦町 8-113
49	—	—	—	(株)松栄堂薬局	代表取締役 松波 晋平	名古屋市南区豊一丁目 48 番 10 号
50	—	—	—	R I V E R F I E L D (株)	代表取締役 河野 宗治	宮崎県宮崎市花ヶ島町南 赤江町 2094-1
51	—	—	—	(株)キャン	代表取締役 阿部 和則	東京都中央区銀座 4-12-15
52	—	—	—	(株)パル	代表取締役 松尾 勇	東京都渋谷区神宮前 6-12-22
53	—	—	—	キャンパル ジャパン(株)	代表取締役 伊川 良雄	東京都江東区南砂 2-36-10
54	—	—	—	(株)S B Y	代表取締役 奥田 泰司	東京都渋谷区宇田川町 14-13
55	—	—	—	(株)オンデーズ	代表取締役 田中 修治	東京都品川区東品川 2-2-8
56	—	—	—	グンゼ(株)	代表取締役 佐口 敏康	大阪市北区梅田 2 丁目 5-25
57	—	—	—	(株)エービーシー・マー ト	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 12-1

58	—	—	—	(株)カレット	代表取締役 櫻井 直彦	岐阜県関市 肥田瀬1535 — 1
59	—	—	—	(株)サーズ	代表取締役 森永 敬和	札幌市北区 北九条西三 丁目10番 1 号
60	—	—	—	(株)アダスト リア	代表取締役 福田 三千 男	茨城県水戸 市泉町三丁 目 1番27号
61	—	—	—	(株)三高	代表取締役 車 伸五	東京都墨田 区緑 2-14 -16
62	—	—	—	(株)メローズ	代表取締役 小野 剛	東京都渋谷 区神宮前 5 -18-10
63	—	—	—	(株)アシスト	代表取締役 角桶 幹弘	大阪府箕面 市船場東 2 - 3-11
64	—	—	—	(株)メニコン	代表取締役 田中 英成	名古屋市東 区葵三丁目 22番 8号
65	—	—	—	(株)エヌ・エ ー・ジム	代表取締役 永川 寛	名古屋市中 区丸の内三 丁目 6番41 号
66	—	—	—	(株)アール・ エス・エス	代表取締役 北澤 聖吾	名古屋市昭 和区檀溪通 2丁目14番 地
67	—	—	—	CALL& RESPO NSE(株)	代表取締役 長江 正勝	福岡市南区 玉川町 6- 1
68	—	—	—	(株)ビジョン メガネ	代表取締役 日高 崇介	大阪市西区 南堀江 3- 14-12
69	—	—	—	中日印章印 刷(株)	代表取締役 林 克己	名古屋市中 区金山三丁 目 2番17号
70	—	—	—	(株)ケーエス ティー	代表取締役 木ノ下 尚 史	静岡県焼津 市城之腰 155番地の 2
71	—	—	—	(株)アミナコ レクション	代表取締役 進藤 さわ と	横浜市中区 山下町 123

72	—	—	—	島村楽器(株)	代表取締役 廣瀬 利明	東京都江戸 川区平井 6 －37－ 3
73	—	—	—	(株)バンダイ ナムコアミ ューズメン ト	代表取締役 川崎 寛	東京都港区 芝浦 3－ 1 －35
74	—	—	—	ユザワヤ商 事(株)	代表取締役 畑中 喜雄	東京都大田 区西浦田 8 － 3－14
75	—	—	—	(株)ハロー赤 ちゃん	代表取締役 木戸口 勤	愛知県岡崎 市柱 1丁目 1－10
76	—	—	—	(株)CHEL SEA N ew Yo rk	代表取締役 北方 康弘	石川県野々 市市御経塚 3丁目 488
77	—	—	—	はるやま商 事(株)	代表取締役 中村 宏明	東京都品川 区西五反田 7丁目24番 5号
78	—	—	—	(株)エイティ ー今藤	代表取締役 今藤 尚一	鹿児島県薩 摩川内市平 佐町1935－ 1

3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、令和 3年 5月26日
- (2) 小売業者については、令和 3年10月21日

4 変更した理由

店舗名称及び小売業者が決定したため

5 届出の日

令和 3年12月15日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 1月26日から同年 5月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 5月26日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 1月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

服部・コメ兵ビル

名古屋市中区大須三丁目25番31号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)コメ兵	代表取締役 石原 卓児	名古屋市中 区大須三丁 目25番31号	(株)コメ兵ホ ールデイン グス	変更なし	変更なし

3 変更の日

令和 2年10月 1日

4 変更した理由

名称変更のため

5 届出の日

令和 4年 1月 4日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 1月28日から同年 5月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 5月30日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課